住所　神奈川県大和市下鶴間1828番地１
鄭斌　昭和47年８月23日生
住所　神奈川県海老名市国分北３丁目11番20号
エミ・クリスチナ・ヨコタ・ハブチ　昭和40年３月５日生
住所　相模原市中央区清新３丁目４番12号
鄒全惠　昭和60年４月25日生
住所　川崎市川崎区中瀬３丁目11番７－２号
ジェラウド・テツ・イノウエ　昭和37年12月22日生
エリカ・サダミ・シントリ・イノウエ　昭和45年１月30日生
エンヒケ・ユウジ・イノウエ　平成６年６月３日生
アーラン・テツアキ・イノウエ　平成９年５月30日生
住所　川崎市幸区鹿島田958番地
徐首一　昭和59年３月17日生
住所　横浜市緑区長津田みなみ台７丁目33番地15
張述森　昭和54年１月24日生
住所　神奈川県大和市西鶴間２丁目21番１号
ナカニシ・キョウコ　昭和36年３月６日生
住所　川崎市幸区北加瀬３丁目23番６号
張軒瑞　平成９年８月26日生
住所　横浜市鶴見区下野谷町３丁目121番地
カルロス・アキミツ・オオクラ　昭和42年６月11日生
住所　神奈川県綾瀬市蓼川１丁目16番２号
エルネスト・ルペン・ヒガ　昭和44年８月29日生
住所　京都市下京区河原町通正面下る万屋町342番地
郭茵　昭和41年４月25日生
劉清素　平成８年２月９日生

○外務省告示第三百七十二号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十四年十二月十日

外務大臣　玄葉光一郎

記

一　ロシア連邦大使館周辺地域

期間	地域
平成二十四年十二月十八日から平成二十五年十二月十七日まで	東京都港区　麻布台一丁目 麻布台二丁目
	麻布台三丁目
	麻布狸穴町
	麻布永坂町
	東麻布一丁目（１番から二十九番まで）
	東麻布二丁目（１番から三十三番まで）
	東麻布三丁目（１番から八番まで）
	芝公園三丁目（六番）
	芝公園四丁目（１番から五番まで）
	虎ノ門五丁目
	六本木三丁目（十六番から十八番まで）
	六本木五丁目（十二番から十八番まで）
	麻布十番一丁目（１番から四番まで）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、都道環状三号線及び都道三〇一号線（愛宕下通り）の部分を除く。

二　ロシア連邦通商代表部周辺地域

期間	地域
平成二十四年十二月十八日から平成二十五年十二月十七日まで	東京都港区　高輪三丁目（九番から十三番まで） 高輪四丁目 東京都品川区　北品川六丁目 東五反田三丁目

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、国道一号線（桜田通り）、都道環状六号線及び国道十五号線（第一京浜国道）の部分を除く。

三　在札幌ロシア連邦総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十四年十二月十八日から平成二十五年十二月十七日まで	北海道札幌市中央区　南十二条西九丁目 南十二条西十丁目 南十二条西十一丁目 南十二条西十二丁目 南十二条西十三丁目 南十二条西十四丁目 南十三条西九丁目 南十三条西十丁目 南十三条西十一丁目 南十三条西十二丁目 南十三条西十三丁目 南十四条西十丁目 南十四条西十一丁目 南十四条西十二丁目 南十四条西十三丁目 南十四条西十四丁目 南十五条西九丁目 南十五条西十丁目 南十五条西十一丁目 南十五条西十二丁目 南十五条西十三丁目 南十五条西十四丁目 南十六条西十丁目 南十六条西十一丁目 南十六条西十二丁目 南十六条西十三丁目 南十六条西十四丁目 南十七条西九丁目 南十七条西十丁目 南十七条西十一丁目 南十七条西十二丁目 南十七条西十三丁目 南十七条西十四丁目

四　在大阪ロシア連邦総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十四年十二月十八日から平成二十五年十二月十七日まで	大阪府豊中市　西緑丘一丁目 西緑丘二丁目（一番から六番まで及び八番）

少路一丁目（主要地方道大阪中央環状線、高速国道中国縦貫自動車道及び村町橋の部分を除く。）

少路二丁目

桜の町七丁目（五番から十一番まで）

向丘一丁目

向丘二丁目

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、主要地方道大阪中央環状線、高速国道中国縦貫自動車道及び村町橋の部分を除く。

○外務省告示第三百七十三号

平成二十四年十一月八日にコロンボで、円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の平成二十年六月二十四日付けの交換公文に従ってスリランカ民主社会主義共和国政府に供与されることになった電源多様化促進計画（調査・設計等のための役務）の実施に係る円貨による借款の支出期間がスリランカ民主社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十六年五月十二日まで延長される旨の口上書の交換が、スリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十四年十二月十日

外務大臣　玄葉光一郎